

令和4年第1回

館山市国民健康保険事業の運営に関する協議会（書面議決）

審議事項の説明

(1) 令和3年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案について

保険給付費は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えがあると思われ、増額補正の必要はありません。従いまして、額の確定に伴う補正のみを行います。

併せて、令和2年度決算剰余金を財政調整基金に積み立てるための補正を行います。

(2) 令和4年度館山市国民健康保険特別会計当初予算案について

千葉県が示した館山市の標準保険料率については、現在の館山市の国保税率よりも高い率が示されましたが、財政調整基金を有効活用することで、国保税率を据え置き、国保加入者の負担を増やさずに、国保財政運営を維持する予算案を編成しました。

全体の予算規模ですが、歳入歳出予算額ともに、合計61億7,811万7千円を計上しました。令和3年度当初予算と比較して、1億2,276万円、率にして2.0パーセントの増加となっています。

国保の被保険者数は年々減少していますが、県が一人あたり医療費の増加を見込んでいることから、医療費が増加し会計全体が増加となりました。

(3) 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

国の令和4年度税制改正を受けて、館山市国民健康保険税条例の一部を改正する予定です。主な改正点は2点ございます。

1点目は、均等割額の改正です。未就学児に係る均等割額について、その5割を公費により軽減しようとするものです。

2点目は、課税限度額の改正です。基礎課税額の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援均等課税額を19万円から20万円に引き上げようとするものです。